

資料 1 — 5

「ビフェナゼート」、「クロチアニジン」及び「カズサホス」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成16年9月16日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があつた旨の連絡があつた「ビフェナゼート」について、また平成16年9月27日付けで同旨連絡があつた「クロチアニジン」及び「カズサホス」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

(1) ビフェナゼート

本薬は、殺ダニ剤であり、2004年8月現在、かんきつ類、きゅうり、茶等に登録があるが、残留農薬基準は設定されていない。今回新たにいちご、いちじくへの適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、アメリカ、オーストラリア、韓国等で登録がなされている。

(2) クロチアニジン

本薬は、殺虫剤であり、2004年7月現在、稻、きゅうり、りんご、茶等に登録があるが、残留農薬基準は設定されていない。今回新たに大豆、キャベツ、ピーマン等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、アメリカ、イギリス、ニュージーランド等において登録されている。

(3) カズサホス

本薬は、殺虫剤であり、2004年9月現在、だいこん、にんにく、かんしょ等に登録があり、平成8年9月に食品衛生法に基づく残留農薬基準が告示されている。今回、新たにキャベツ、レタス、ほうれんそう、いちごへの適用拡大が申請されている。

1991年に FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、ADI が設定されるとともに、ばれいしょ及びバナナに国際基準が設定されている。諸外国においては、オーストラリア、スペイン、韓国等において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ビフェナゼート」、「クロチアニジン」及び「カズサホス」の3品目の食品中の残留基準設定について検討する。